

# 法令等一覧表

2008/06/16

No	法令規制名称	規制・要求内容	基準値等	関係機関	届出等有無	関連部署
01	廃棄物処理法 H20/4/1改正	廃棄物の排出を抑制する事。適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理をする事。生活環境の保全及び、公衆衛生の向上を図る事を目的とする。年間排出量の報告義務	<u>「処理業者の許可状・契約書の確認」</u> <u>「マニフェスト伝票の確認・保管」</u> <b>中間処理業者 90日以内</b> <b>最終処業者 180日以内</b> <b>平成20年度6月末日、報告</b>	県 福祉保健所  沖縄県	有	工 事 総 務
02	建築基準法 H19/6/20改正	建築物の安全確保及び各監督官庁への届け出の義務 <b>耐震基準違反：罰金 1 億円</b> <b>不動産取引不実告知：罰金 1 億円</b>	中間検査の申請及び、中間検査合格証の交付まで次工程に進まない。 <b>3F以上の建築物：中間検査義務</b>	各 市町村	有	工 事
03	建設リサイクル法 H15/6/18改正	特定の建設資材の分別解体等及び、再資源化等を促進する事。解体業者への登録制の実施。再生資源の利用と廃棄物の減量等を行う。廃棄物の適正な処理を行う事。	<b>解体：80㎡以上 新築：500㎡以上</b> の元請負業者（顧客要求の場合も）は県知事（発注者）へ分別解体の計画等の届出を行う事。完了後も報告	県 環境保全課	有	工 事
04	家電リサイクル法 H15/6/18改正	廃棄物の減量と再資源の十分な利用を行い、廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図る事。	特定家庭用機器（家電品）を排出する場合は再商品化する者に適正に引渡し、料金の支払いに応じる事。PC等： <b>リサイクル券の購入</b> （郵便局等）	県 環境保全課	—	総 務
05	グリーン購入法 県グリーン購入方針 H18/6/26改正	環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。	物品購入の際に出来る限り環境物品を選択する事。リサイクルし易い物品の購入・購入物品の長期利用・等	県 環境保全課	—	総 務

# 法令等一覧表

2008/06/16

No	法令規制名称	規制・要求内容	基準値等	関係機関	届出等有無	関連部署
06	騒音規制法 振動規制法 (特定建設) H16/6/9 改正	建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行い、生活環境を保全する事。	各市町村の条例等を遵守する事。又、市町村によって届出義務あり。違反者は罰則有「 <u>住宅から 10m以内の建設現場は 60dB以内 7.5kw以内</u> 」特記仕様書による	各市町村		工事
07	消防法 H16/6/9 改正	火災を予防し、災害に関わる被害を軽減する事。	第四類等を指定数量保管又は、取り扱うとき当該消防署長への届出義務あり。危険物取扱者の設置。 <u>(200ℓ以上)</u>	各消防署	有	総務 工事
08	「沖縄県」赤土等 流出防止条例 H16/10/20 改正	赤土等有害物質の流出を防止して公共水域の保全に努める。	建設現場での赤土等排出濃度： <u>200ppm以下</u> に抑えて排出事。 <u>1,000 m<sup>3</sup>以上の</u> 工事は届出あり。 <u>(自社基準 180ppm)</u>	県 環境保全課	有	工事
09	石綿障害予防規則 H17/7/1 改正	石綿の飛散防止及び人体への被害を防止する為の適正な処理に関する規則	事前調査・届出・報告・特別教育実施・適正な処理業者への排出（ <u>マニフェスト伝票確認・保管</u> ）有資格者の適正配置（ <u>特化物取扱い者の選任・設置</u> ） <u>許可状確認</u>	県 福祉保健所	有	工事
10	産廃税 H18/4/1 施行	産業廃棄物の抑制・及び適正な処理を推進し、生活環境の保全を目的とする	産業廃棄物の種類によって税率が変わる。換算係数に基づき届出が必要。 (1トンあたり、1,000円)	県 県税事務所	有	工事 総務

# 法令等一覧表

2008/06/16

No	法令規制名称	規制・要求内容	基準値等	関係機関	届出等有無	関連部署
11	フロン回収破壊法 H19/10/1改正	地球温暖化防止、廃棄物の適正処理 フロン類適性回収	フロン券の購入、又は回収業者の許可を確認する事	環境省		工事
12	建設業の環境保全自主 行動計画(第4版) H19/4/1改正	地球温暖化対策・建設副産物対策等 リサイクル可能商品の採用	リサイクル促進・廃棄物の適正処理 グリーン調達の促進等	沖縄県 建設業協会	—	工事 総務
13	特定特殊自動車 排出ガスの規制 H18/4/1施行	特定特殊自動車の使用者は、原則として、「基準適合表示」又は「少数特例表示」の付いたものでなければ使用することができません。	特定特殊自動車は、 <u>表示が付されたものでなければ使用してはならない。</u> <u>ロード法の施行前に製作された特定特殊自動車は、上記の規定は適用しない。</u>	経済産業省	有	工事
14	自動車リサイクル法 H16/7/28改正	使用済み自動車の適正な処理・減量・再生部品の有効な活用を図る事。	適正な処理業者への廃棄委託。廃棄業者への再資源化預託金の支払いを行う事。 普通乗用車：約¥15,000—等 マニフェストの管理	経済産業省 環境省	有	工事 総務
15	特記仕様書 (顧客様式)	規制値、仕様書、等の記載事項 工期・検査・等の実施要領記載	現場（顧客）毎の特記仕様書による。	顧客	有	工事